

「関連団体運営基準」の一部改正について

放送法および同法施行規則の改正（2020年1月1日施行）や、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（2019年9月6日総務省）を踏まえ、第1344回経営委員会（同年12月24日）で内部統制関係議決の見直しが行われたことに伴い、「関連団体運営基準」を別紙のとおり一部改正したので報告する。

1 改正の内容

- (1) 新たな内部統制関係議決の反映
(第1条〔運営基準の目的〕)
- (2) 監査委員会の監査での外部知見の活用、監査委員会への報告
(第20条〔監査法人等の業務運営状況調査〕、第21条〔関連団体事業活動審査委員会〕、第22条〔監査委員による報告徴収・調査〕)
- (3) 子会社の配当方針の明確化
(第29条〔子会社の配当方針〕)
- (4) 子会社等の事業運営に関する基礎的な情報の公開
(第32条〔情報公開〕)
- (5) 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（別紙）「NHKの子会社等の業務範囲」の反映
(別紙2) 第6条第2項に定める子会社等の業務範囲
※その他、現行の業務実態に合っていない部分の字句修正
(第15条〔事前協議等の特例〕)

2 改正期日

2020年1月7日